



自転車用ヘルメット購入費用の 一部補助を開始

南河内郡河南町は、自転車用ヘルメット購入費用の一部補助を開始します。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全年齢層に対して自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、購入費用の一部を補助することで、交通事故時の被害を軽減する自転車用ヘルメットの着用促進を図ります。

■ 補助概要

1. 対象者

河南町在住者(全年齢を対象)

2. 対象ヘルメット

令和6年8月1日(木)以降に新品で購入した、「SGマーク」「JCFマーク」「CEマーク」「GSマーク」「CPSCマーク」などの認証を受けた自転車用ヘルメット

3. 補助金額

自転車用ヘルメット購入費用(送料・装飾品の費用等を除く)の2分の1(100円未満を切り捨て)
上限額2,000円

4. 申請期間

令和6年8月1日(木)～令和8年6月30日(火)

期間内でも、予算額が上限に達した場合等で受付を停止・終了する場合があります。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 総務部総務課
TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-4691
担当者:田中、川出 メールアドレス:soumu@town.kanan.osaka.jp